

那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知 念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託
- (2) 履 行 場 所：那覇市保健所（那覇市与儀1丁目3番21号）
- (3) 履 行 内 容：別紙仕様書による（那覇市ホームページに掲載）
- (4) 契約予定日：令和6年4月1日
- (5) 契約期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に定めるものに該当しないこと。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号及び第8号の登録があること。
- (3) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 過去2年間に官公庁の施設で規模をほぼ同じくする環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績が2件以上あること。
- (5) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ上

4 仕様書の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 仕様書等の配布方法

仕様書・各様式は、原則那覇市のホームページからダウンロードすること。

(2)入札参加に必要な書類

必要書類：①入札参加申込書（様式1）

②誓約書（様式2）

③使用印鑑届（様式3）

④建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書の写し

⑤建築物環境衛生総合管理業登録証明書の写し

⑥建築物環境衛生管理技術者免状の写し

⑦本公告2（4）が確認できる書類

提出期間：令和6年2月27日（火）～令和6年3月8日（金）

提出方法：提出期間内に受付場所へ直接提出

受付場所：那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所1階

保健総務課 保健総務グループ

受付時間（土日祝日を除く平日 8：30～17：15）

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間：令和6年2月27日（火）～令和6年3月1日（金）

質問方法：質問書（様式4）を那覇市保健総務課へ電子メールで提出すること。

Mail：K-SOU001@city.naha.lg.jp

回答日：令和6年3月6日（水）までに回答

回答方法：回答時点での申込事業者全員に対し、電子メールにて回答します。

6 入札執行の日時及び場所

日時：令和6年3月18日（月）

午後3時45分受付開始 午後4時00分入札開始

場所：那覇市与儀1丁目3番21号

那覇市保健所3階 大会議室A

7 入札時提出書類

(1) 入札書（様式5）

（入札書の記載方法）

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が契約金額となる。（1円未満の端数は切り捨てとする。）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（様式6）

8 入札保証金

入札保証金は免除（那覇市契約規則第8条第1項第3号）

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

9 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入すること。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、所定の委任状に必要な事項を記載し、入札前に提出すること。委任状には、代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 郵送による入札は認めない。
- (9) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (10) 入札執行回数は、3 回までとする。

10 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いたとき
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (7) 明らかに談合と認められるとき
- (8) 他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者が行ったとき
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき
- (11) 郵送による入札

11 落札者の決定方法

落札者は、予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者とする。

また、落札となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

12 入札のとりやめ

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

13 契約保証金

契約保証金は免除とする。（那覇市契約規則第30条第1項第9号）

14 留意事項

（1）入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

（2）本案件に係る予算の議決が無かった場合は、入札を取り止める。

15 お問い合わせ

那覇市健康部 保健所保健総務課 保健総務グループ 担当：泉

〒902-0076 那覇市与儀1丁目3番21号

電話：098-853-7964 FAX：098-853-7967